

宮城県障害福祉計画（第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）の概要

令和 5 年 8 月 3 1 日
宮城県障害福祉課

1 計画の概要

- 障害者総合支援法・児童福祉法の規定により、県と市町村が策定しなければならない障害者・障害児福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画
- 現行の第 6 期計画の計画期間が令和 3～5 年度であるため、今年度中に第 7 期計画を策定する

宮城県障害福祉計画とみやぎ障害者プランの比較

名 称	宮城県障害福祉計画	みやぎ障害者プラン
根拠規定	障害者総合支援法第 8 9 条 児童福祉法 3 3 条の 2 2	障害者基本法第 1 1 条第 2 項
性 格	障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画	県の障害福祉施策に関する基本的な計画
期 間	令和 6～8 年度（3 年間） ※基本は 3 年間、任意設定も可	令和 6～1 1 年度（6 年間） ※任意で設定
策 定	国の基本指針（※ 1）に即し、市町村の障害福祉計画達成のため、広域的見地から策定	国の基本計画（※ 2）を基本とし、県の障害者の状況等を踏まえ策定
意見反映	・障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない ・障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない	・障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない

※ 1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

※ 2 障害者基本計画

2 県計画で定める内容（法及び基本指針で規定）

内容	策定義務
1 計画の基本的理念等	盛り込むことが望ましい
2 区域の設定	盛り込むことが望ましい
3 提供体制の確保に係る目標（成果目標・活動指標）	定めなければならない ※活動指標は「定めるよう努めなければならない」ものもあり
4-1 支援の種類ごとの必要な量の見込み	定めなければならない
4-2 必要な見込み量の確保のための方策	定めるよう努めなければならない
5 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援等の見直し及び計画的な基盤整備の方策	盛り込むことが望ましい
6 各年度の指定障害者施設及び指定障害児施設等の必要入所定員総数	定めなければならない
7 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	定めなければならない
8 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	定めるよう努めなければならない
9 関係機関との連携に関する事項	定めるよう努めなければならない
10 障害福祉計画等の期間	盛り込むことが望ましい
11 障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	盛り込むことが望ましい

3 計画策定の進め方

- 障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定する
- 市町村計画との整合性を図りつつ、以下のプロセスに基づき策定作業に取り組む

宮城県障害福祉計画の策定プロセス

R5.5.19	基本指針改正
R5.6.28	市町村担当者会議 基本指針改正の概要、スケジュール等
本日	第 2 回施策協、第 2 回自立協 第 6 期計画の進捗、基本指針改正の概要、県計画の成果目標設定方針
R5.11.10 R5.11.16	第 3 回施策協、第 3 回自立協 県計画の中間案
R5.12 月～ R6.1 月頃	県計画中間案に関するパブリックコメント（約 1 か月間）
R6.2.9 R6.2.16	第 4 回施策協、第 4 回自立協 県計画最終案

※随時、市町村計画における成果目標・活動指標（暫定値、最終値）の調査を行う

4 本日御審議いただきたい内容

- (0) 国の基本指針の改正について御説明
資料 3 - 1（概要版）、資料 3 - 2（全文）のとおり
※議事（2）において御説明

(1) 県計画の期間設定

基本指針	計画期間は 3 年を基本としつつ、県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。ただし、国の基本指針が改正（3 年ごと）された時点で、制度改正や地域の実情等に応じたサービス見込量の再検討や、新たな成果目標等に即した見直しが必要。
県 計 画	令和 6～8 年度の 3 年間とする （理由） 計画期間を 3 年より長く設定したとしても、基本指針改正のタイミングで計画の見直しを行う必要があることにより、期間延長のメリットが決して大きくないため

※市町村計画の期間設定（令和 5 年 8 月調査、8 月 2 9 日時点）

3 年 3 2 市町村
未定 3 市町村（未回答含む）

(2) 県計画の成果目標設定方針

計画事項「3 提供体制の確保に係る目標」のうち、成果目標を資料 4 のとおり設定する方針
※議事（2）において御議論